

富士市告示第 192 号

次の書類については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び富士市税条例（昭和61年富士市条例第32号）第6条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は富士市役所保健部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年10月14日

富士市長 金指 祐樹

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称	送達事項
安倍 英行 ほか12人	令和8年度 国民健康保険税納税通知書	別紙のとおり

（注）上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

送達事項

書類の名称 令和8年度 国民健康保険税納税通知書
送達を受けるべき者 下記のとおり

氏 名
安倍 英行
ANDRI AGUSTIAN GANATAN
加藤 主弥
GHISING DIL BAHADUR
KHIN SAN MAW
GURUNG JIBAN
佐野 良太
HSU PO PO AUNG
TAMANG ASHOK
TOMAS JOHN BENEDICT
羽太 辰吉
守次 秀一
LIU ENQUAN

(注) 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。